

令和7年5月28日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
（公印省略）

戸籍等の記載事項に氏名の振り仮名を追加することに伴う
影響への対応について（情報提供）

戸籍法等の改正により、令和7年5月26日から、戸籍や住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」が追加されることに伴い、その影響への対応について厚生労働省から介護保険関係団体宛てに事務連絡が発出されましたので、情報提供いたします。

具体的な影響としては、本人がそれまで銀行等の口座名義等で使用していた振り仮名と異なる氏名の振り仮名を、戸籍等の記載事項として届け出た場合に、銀行等における口座名義のみを変更し、各事業所・施設で管理している口座名義の情報の変更を行わなかった場合、銀行等における口座名義と、各事業所・施設で管理している口座名義の情報が一致せず、介護（予防）サービス及び地域支援事業（例えば介護予防・日常生活支援総合事業等）の利用料に係る口座振替による支払について振替保留が生じる可能性があるとのことです。

銀行等における口座名義を変更した場合、各事業所・施設で管理する本人情報に係る氏名の振り仮名及び口座名義の変更手続も併せて行うことが必要となりうるため、本人からの変更手続の申請があった際又は振替保留が生じた際に、各事業所・施設が適切に対応できるよう、上記趣旨についての周知がお願いされています。

なお、本件については金融庁から一般社団法人全国銀行協会等に対して、銀行等において実際の口座名義を変更した者に対し、行政機関及び民間企業等に当該口座を登録していた場合は、当該口座名義の変更手続が必要となる旨について注意喚起を行うよう依頼が行われているとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）

- ・戸籍等の記載事項に氏名の振り仮名を追加することに伴う影響への対応について（依頼）（令7.5.21 厚生労働省老健局介護保険計画課、認知症施策・地域介護推進課 事務連絡）

以上

令和 7 年 5 月 21 日

各介護保険関係団体 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
認知症施策・地域介護推進課

戸籍等の記載事項に氏名の振り仮名を追加することに伴う
影響への対応について（依頼）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）による戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）や住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）等の改正により、令和 7 年 5 月 26 日から、戸籍や住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」が追加されます（別紙 1 及び 2 参照）。

本改正に伴い、本人がそれまで銀行等の口座名義等で使用していた振り仮名と異なる氏名の振り仮名を、戸籍等の記載事項として届け出たに、銀行等における口座名義のみを変更し、各事業所・施設で管理している口座名義の情報の変更を行わなかった場合、銀行等における口座名義と、各事業所・施設で管理している口座名義の情報が一致せず、介護（予防）サービス及び地域支援事業（例えば介護予防・日常生活支援総合事業等）の利用料に係る口座振替による支払について振替保留が生じる可能性が考えられます。

つきましては、銀行等における口座名義を変更した場合、各事業所・施設で管理する本人情報に係る氏名の振り仮名及び口座名義の変更手続も併せて行うことが必要となりうるため、各介護保険関係団体におかれては、本人からの変更手続の申請があった際又は振替保留が生じた際に、各事業所・施設が適切に対応できるよう、上記趣旨について、会員事業所・施設へ周知をいただきますようお願いいたします。

なお、これを踏まえ、別紙 3 のとおり、金融庁から一般社団法人全国銀行協会等に対しても、銀行等において実際の口座名義を変更した者に対し、行政機関及び民間企業等に当該口座を登録していた場合は、当該口座名義の変更手続が必要となる旨について注意喚起を行っていただくよう依頼を行っている旨、申し添えます。

【別紙の構成】

別紙 1（戸籍への氏名の振り仮名記載の制度について）

別紙 2（住民票への「氏名の振り仮名」の記載について）

別紙 3（金融庁通知「戸籍等の記載事項に氏名の振り仮名を追加することに伴う影響への対応について（依頼）」）

戸籍等の記載事項に氏名の振り仮名を追加することに伴う影響への対応について（依頼）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）による戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）や住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）等の改正により、令和 7 年 5 月 26 日から、戸籍や住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」が追加されます（別紙 1 及び 2 参照）。

本改正に伴い、本人が銀行等の口座名義等で実際に使用している振り仮名と異なる氏名の振り仮名の届出をし、併せて、銀行等における実際の口座名義を変更した場合等においては、以下のとおり行政機関等に登録されている口座名義と銀行等における実際の口座名義が一致しないこととなることが考えられ、給付金等の口座振込による給付、租税等の口座振替による納付又は民間サービスに係る口座振替による支払等について、振込保留や振替保留等が発生すること等が懸念されます。

- (1) 本人が、金融機関において、給付金等の振込先として使用している預貯金口座の口座名義（カナ）を新たな「氏名の振り仮名」に合わせて変更したが、給付金等の振込先として本人が国の行政機関・市区町村、民間サービス等に登録した口座名義（カナ）を変更しない場合
- (2) 本人が、金融機関において、口座振替をする口座として使用している預貯金口座の口座名義（カナ）を新たな「氏名の振り仮名」に合わせて変更したが、口座振替をする口座として本人が国の行政機関・市区町村、民間サービス等に登録した口座名義（カナ）を変更しない場合

これを踏まえ、貴協会におかれましては、加盟金融機関に対し、銀行等における実際の口座名義を変更した方に対して、行政機関及び民間企業等に登録した口座名義を再度確認し、必要な場合には、新たな口座名義を再度登録していただく必要がある旨をご案内いただくよう、周知をお願いします。

なお、年金については、他の給付金等と異なり、戸籍上の「氏名の振り仮名」が連動する仕様となっており、これに伴う留意点は別紙のとおりです（別紙 3 参照）。

戸籍への氏名の振り仮名記載の制度について

法務省民事局
令和7年4月

導入の背景

- ・マイナンバーカードの海外利用
- ・デジタル社会実現の社会的要請

政府方針等

- デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）
- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律37号／附則）
- デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和4年6月7日閣議決定） など

令和5年6月改正法成立
令和7年5月26日施行

新制度の主な内容

氏名の振り仮名の戸籍の記載事項化

- (1) 戸籍の記載事項への追加
戸籍の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加（新戸籍法13条1項2号）
- (2) 振り仮名の許容性及び氏名との関連性
氏名とその振り仮名の関連性について、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」という規定を追加（新戸籍法13条2項）
※既に戸籍に記載されている者については、一般の読み方以外でも、現に使用している氏名の読み方であれば許容（改正法附則6条2項等）

振り仮名の収集方法

- (1) 氏又は名が初めて戸籍に記載される者
出生等の戸籍の届書の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加
- (2) 既に戸籍に記載されている者
 - ①本籍地の市区町村長は、施行日後遅滞なく、記載しようとする氏名の振り仮名を通知（改正法附則9条4項）
 - ②通知された振り仮名が誤っていれば、施行日から1年以内に正しい振り仮名を届出（届出人は、氏：筆頭者、名：戸籍に記載されている者）（改正法附則7条1項等）
 - ③上記期間内に届出がない場合には、通知された振り仮名を戸籍に記載（改正法附則9条1項等）

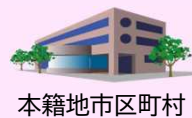
振り仮名の変更手続

振り仮名の変更について、家庭裁判所の許可を得て、その旨を市区町村長に届出（新戸籍法107条の3等）
※市区町村長記録をされた振り仮名については、一度に限り、届出によって変更可能（家庭裁判所の許可不要）（改正法附則10条等）

見直し後の手続のイメージ

①通知

- ・誤りがあれば施行日から1年以内に届け出ることを依頼
- ・通知が正しければ、届出をしなくても戸籍にそのまま記載される旨を通知



(一例)
戸籍に記載される振り仮名は
ホウムタロウです。



国民

③市区町村長による記載

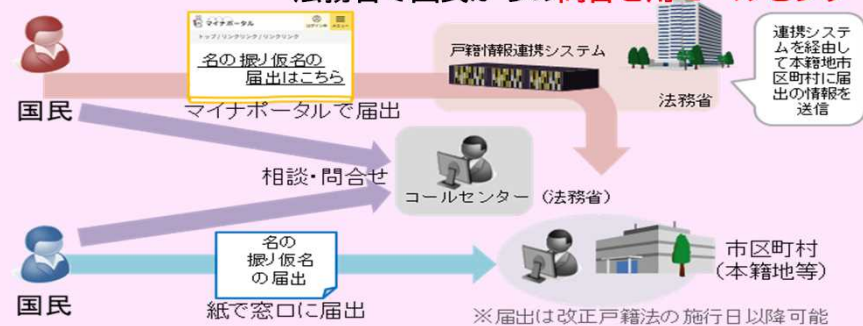
施行日から1年以内に届出がない者について、
市区町村長が戸籍に振り仮名を一括記載



通知に記載した振り仮名を戸籍にそのまま記載

②届出・相談等

- ・国民が容易に手続を行えるよう、オンラインによる簡易な届出を可能にする
- ・法務省で国民からの問合せ用コールセンターを設置



スケジュール



氏名の振り仮名が戸籍に記載される効果

- 行政のデジタル化の推進のための基盤整備
- 本人確認資料としての利用
- 各種規制の潜脱防止

住民票への「氏名の振り仮名」の記載について

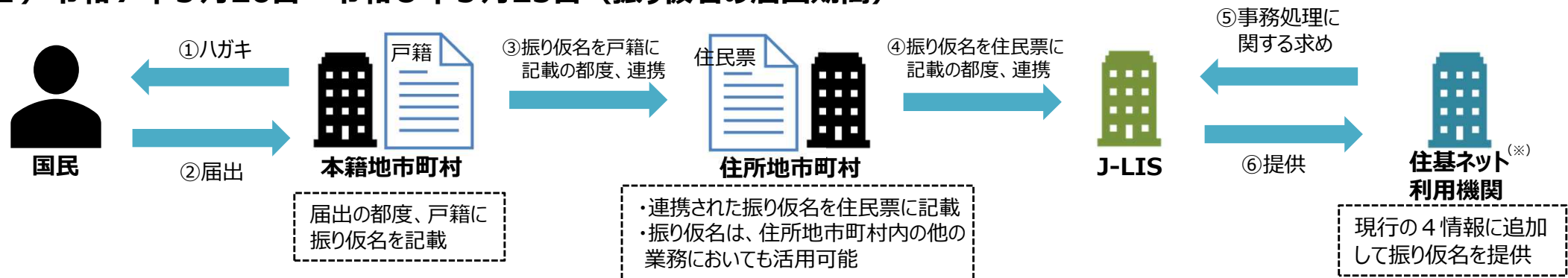
(1) 令和7年5月26日～令和8年5月25日（振り仮名の届出期間）

- 国民は、戸籍に記載する氏名の振り仮名を届出（任意）。届出に基づき、本籍地市町村は戸籍に振り仮名を記載。その後、振り仮名が住所地市町村に連携され、住所地市町村において、住民票に振り仮名を記載（振り仮名は、住所地市町村内の他の業務においても活用可能）。
- 住所地市町村から地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に連携された振り仮名は、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）の利用機関からの求めに応じて現行の4情報（氏名・住所・生年月日・性別）に追加して提供。

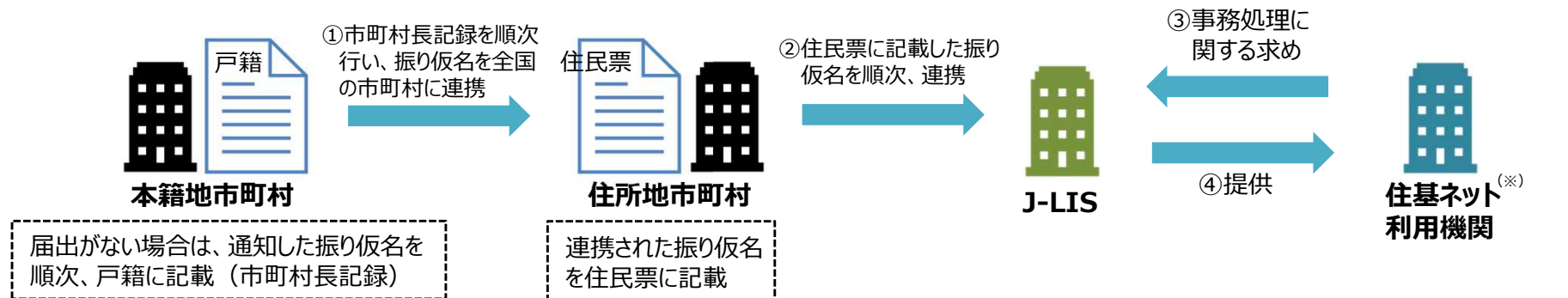
(2) 令和8年5月26日～（振り仮名の届出期間終了後）

- 令和8年5月25日までに振り仮名の届出がない場合は、通知した振り仮名がそのまま戸籍に記載（市町村長記録）され、本籍地市町村から住所地市町村に連携され、住民票に記載。

(1) 令和7年5月26日～令和8年5月25日（振り仮名の届出期間）



(2) 令和8年5月26日～（振り仮名の届出期間終了後）



※ 住民基本台帳法の別表に掲げる機関（国、地方公共団体等）から、同表に掲げる事務の処理に関し求めがあったときに限り提供

戸籍氏名へのフリガナ記載と年金振込の関係

1. 日本年金機構における氏名管理と年金振込

- 日本年金機構が管理する年金受給者の氏名情報は、年金記録の正確性・年金受給者等の利便性の向上の観点から、住民票情報と連携しており、住民票上の氏名情報に変更が生じると、年金記録上の氏名情報も変更となる仕組みとなっている。^{※1}

※1 日本年金機構では、平成30年から住基ネットを通じて、毎月1回、住民票の氏名変更情報を受領し、年金記録上の氏名情報の更新を行うことで、年金受給者等の氏名変更届の提出省略を実現している。

- また、年金記録上の氏名のフリガナは、年金の振込指図にも用いている。^{※2}

※2 金融機関名、支店名、口座種別、口座番号の情報は振込先情報として管理しているが、振込指図に用いるカナ名義は年金記録上の氏名のフリガナを使用している。（振込名義は年金記録上の氏名と連動している）

2. 戸籍氏名のフリガナを変更した場合の年金振込への影響

- ① 年金受給者が本籍自治体の市区町村に届け出た戸籍氏名のフリガナは、
戸籍システム→住民記録システム→住基ネットを経由して、日本年金機構にも連携され、年金記録上の氏名のフリガナが新しいフリガナに更新（変更）される。

- ② 日本年金機構では、年金記録上の氏名情報が更新（変更）された場合、**年金受給者あてに「氏名変更のお知らせ」という手紙を送付**している。

この「**氏名変更のお知らせ**」が送付された年金受給者については、次回の年金支払から、**変更後の新しいフリガナで年金の振込指図を行うこととなるため、次回の年金支払日前までに年金受取口座の名義変更** **手続を依頼するものであり、手続が行われないと振込不能が生じる可能性がある。**

- ③ 一方、**日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」が送付される前（以下の3.②のケース等のように送付されない場合を含む。）**においては、年金記録上の氏名情報は変更前のフリガナのままであるため、**振込指図は従前のカナ名義で行われる。**そのため、戸籍氏名のフリガナを変更する届出をされた方が、日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」が送付される前に年金受取口座のカナ名義を変更してしまうと、次回の年金振込時に、**振込指図の名義と金融機関側の口座名義が不一致となり、「名義相違」による振込不能が生じる可能性がある。**

3. 年金振込に影響が生じるフリガナ変更と影響のないフリガナ変更

- ① 年金振込に影響が生じるケース

日本年金機構では、例えば、光（ヒカル）を（ヒカリ）に、西谷（ニシタニ）を（ニシヤ）に変更するようなケースが「名義相違」が生じる可能性があるとして想定している。

そのため、対応策として、上記2②の「氏名変更のお知らせ」を対象となる年金受給者に送付する。

- ② 年金振込に影響のないケース

例えば、良子（リョウコ）を（リョウコ）のように、大文字の【ヤ、ユ、ヨ、ツ】を小文字の【ヤ、ユ、ヨ、ツ】に変更する場合は、年金記録上の氏名情報は更新（変更）されないため、年金の振込への影響も生じない※

※日本年金機構から金融機関への振込指図では、従前から小文字の【ヤ、ユ、ヨ、ツ】は用いておらず、大文字の【ヤ、ユ、ヨ、ツ】で年金支払のデータを作成している。

金融機関へのご依頼事項

- 各金融機関の窓口等で口座カナ名義の変更手続をされるお客様に対して、対応フローに沿った確認とご案内を実施いただきたい。

対応フロー

口座カナ名義の変更手続のために来店されたお客様への確認とご案内の流れ

確認①：今回カナ名義を変更する口座で年金を受け取っているか。

A：受け取っていない -----> 年金振込への影響はありません。

B：受け取っている -----> 確認②へ

確認②：カナ名義の変更の内容はAとBのどちらに該当するか。

A：例えば、良子（リョウコ）を（リョウコ）のように、大文字の【ヤ、ユ、ヨ、ツ】を小文字の【や、ゆ、よ、つ】に変更する -----> 年金振込への影響はありません。

B：例えば、光（ヒカル）を（ヒカリ）に、西谷（ニシタニ）を（ニシヤ）に変更する
-----> 確認③へ

確認③：日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」という手紙※が届いているか。

A：届いている -----> カナ名義の変更手続を受付

B：届いていない -----> ご案内 へ

※別添として「氏名変更のお知らせ」の見本を添付しておりますので、ご活用ください。

ご案内：以下の内容をお客様に伝達してください。

【伝達いただきたい内容】

- 年金が振り込まれる口座のカナ名義を新しいフリガナに変更する必要がある方には、日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」をお送りしています。
- このお知らせは、お客様が市区町村に届け出た新しいフリガナが戸籍や住民票に記載※された後に、変更が必要となるタイミングで日本年金機構から送付されます。
- まだ、お手元に届いていない場合は、市区町村での手続が完了していない可能性がありますので、お知らせが到着してから口座カナ名義の変更手続をしてください。

※ 新しいフリガナが戸籍や住民票に記載されるまでの期間は市区町村によって異なるため、日本年金機構（年金事務所）ではお答えできませんが、市区町村への提出から数ヶ月間が経過しているケースについては、お近くの年金事務所をご案内してください。

見 本

168-8505
杉並区高井戸 3-5-24

給付 千津子 様

令和XX年XX月XX日
日本年金機構

氏名変更のお知らせ

この度、住民基本台帳ネットワークから氏名変更情報が提供されたことに伴い、日本年金機構で管理しているお客様の年金記録上の氏名を、住民票上の氏名に合わせて変更しました。この氏名変更情報の提供の契機としては、①お客様からの市区町村への届出による変更の場合のほか、②市区町村における氏名情報の更新等に伴う変更の場合があります。

変更後の氏名のフリガナが年金振込先金融機関の口座名義と相違している場合、年金の振込ができなくなる場合がありますので、変更後の氏名をご確認いただき、以下のとおりご対応をお願いします。

基礎年金番号 : XXXX - XXXXXX

変更前の氏名	キユフ チズコ
	給付 千津子
変更後の氏名	キユフ チヅコ
	給付 千津子

次回の年金支払日 : 令和XX年XX月XX日

※住民票上の氏名の一部に日本年金機構で対応できない漢字が含まれている場合には、カタカナのみで登録しております。

〈お願い事項〉

次回の年金支払日の前に、年金振込先金融機関に口座名義の変更要否をお問合せの上、必要に応じて、口座名義の変更手続きを行っていただくようお願いいたします。

※氏名変更に係る手続きの詳細は、同封のリーフレットをご確認ください。

変更後の氏名が誤っている場合は、市区町村で管理している氏名の訂正が必要となります。速やかにお住まいの市区町村役場にご連絡の上、氏名訂正の手続きを行ってください。

なお、上記の口座名義の変更手続きや市区町村への訂正手続きが遅れた場合、一時的に年金の振込ができなくなることがあります。その場合、手続き終了後に再度振込をさせていただきますので、再振込までしばらくお待ちくださいますようお願いいたします。